

## 鳥栖市イメージキャラクター・とっとちゃん使用取扱要綱

鳥栖市イメージキャラクター使用取扱要綱（平成20年9月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥栖市イメージキャラクター・とっとちゃんを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「イメージキャラクター・とっとちゃん」とは、別図第1、別図第2及び別図第3に示す基本デザイン及びこれらの図に基づく一切の制作物をいう。

（イメージキャラクター・とっとちゃんに関する権利）

第3条 イメージキャラクター・とっとちゃんに関する一切の権利は、市に属する。

（使用の申請）

第4条 イメージキャラクター・とっとちゃんを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市が使用するとき。
- (2) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道関係機関が報道の目的で使用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めるとき。

2 前項の承認を受けようとする者は、鳥栖市イメージキャラクター・とっとちゃん使用承認申請書（様式第1号又は様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容が分かる資料
- (2) イメージキャラクター・とっとちゃんの使用状況が分かる完成見本等
- (3) その他市長が必要と認めるもの

（使用の承認）

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該使用が市のPR等に寄与すると認めるときは、使用の承認（以下「使用承認」という。）をすることができる。この場合において、市長は、必要があると認める場合は、イメージキャラクター・とっとちゃんの使用方法その他管理上必要な事項について、条件を付することができる。

2 市長は、前項に規定する審査を行ったときは、鳥栖市イメージキャラクター・とっとちゃん使用承認通知書（様式第3号）又は鳥栖市イメージキャラクター・とっとちゃん使用不承認通知書（様式第4号）を申請者に通知するものとする。

（使用承認の制限）

第6条 市長はイメージキャラクター・とっとちゃんの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、イメージキャラクター・とっとちゃんの使用を承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められるとき。
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められるとき。
- (3) 第三者の利益を害するものと認められるとき。
- (4) 特定の個人、政党、思想及び宗教を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。
- (5) イメージキャラクター・とっとちゃんのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (6) 立体物で、その造形及び表現等がイメージキャラクター・とっとちゃんの立体物と認められないとき。
- (7) イメージキャラクター・とっとちゃんの著しい変形、その他イメージキャラクター・とっとちゃんの使用が適当でないときと認められるとき。
- (8) 品質、性能等について公的機関の認定が必要な製品等で、当該認定が得られていないものに使用するとき。
- (9) その他市長がイメージキャラクター・とっとちゃんの使用を適当と認めないとき。

(使用上の遵守事項)

第7条 イメージキャラクター・とっとちゃんの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用内容のみに使用すること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) イメージキャラクター・とっとちゃんの使用承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) イメージキャラクター・とっとちゃんを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、「鳥栖市イメージキャラクター・とっとちゃん」をその商品、包装、広告等に明示すること。

(承認内容の変更等)

第8条 使用者が使用承認の内容について変更しようとするときは、鳥栖市イメージキャラクター・とっとちゃん使用変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、鳥栖市イメージキャラクター・とっとちゃん使用変更承認通知書（様式第6号）又は鳥栖市イメージキャラクター・とっとちゃん使用変更不承認通知書（様式第7号）を使用者に通知するものとする。

(承認の取消し等)

第9条 市長は、次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、その使用承認を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 使用者がこの要綱に違反したとき。
- (2) 使用者が第5条第1項の規定による使用承認に付した条件に違反したとき。
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。
- (4) その他イメージキャラクター・とっとちゃんの使用継続が不適當であると認められたとき。

2 前項の規定により、使用承認が取り消された場合において使用者は、その承認取消の日からイメージキャラクター・とっとちゃんを使用することができないものとする。

3 第1項の規定により使用承認が取り消されたときに使用者に損害が生じることがあっても市は、その責めを負わない。

4 市長は、使用者にイメージキャラクター・とっとちゃんの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第10条 この要綱による使用承認は、使用者に自己の商標、意匠その他に独占してイメージキャラクター・とっとちゃんを使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について市の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第11条 市は、この要綱による使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第12条 市は、イメージキャラクター・とっとちゃんの使用承認に起因する損失補償等について一切の責任を負わない。

2 使用者は、イメージキャラクター・とっとちゃんを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市は一切関与しないものとする。

3 使用者は、イメージキャラクター・とっとちゃんの使用に際し故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第13条 市長は、イメージキャラクター・とっとちゃんの使用承認の状況等について、広く使用促進を図るため、イメージキャラクター・とっとちゃんの使用承認の状況等について情報を公開することができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、イメージキャラクター・とっとちゃんの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

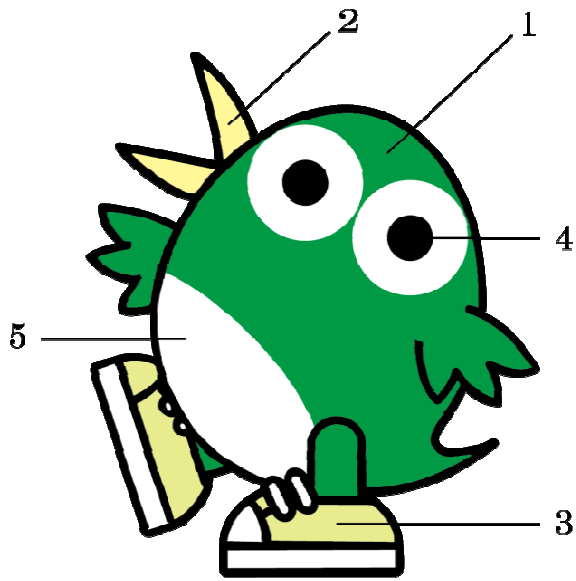
(施行期日)

1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

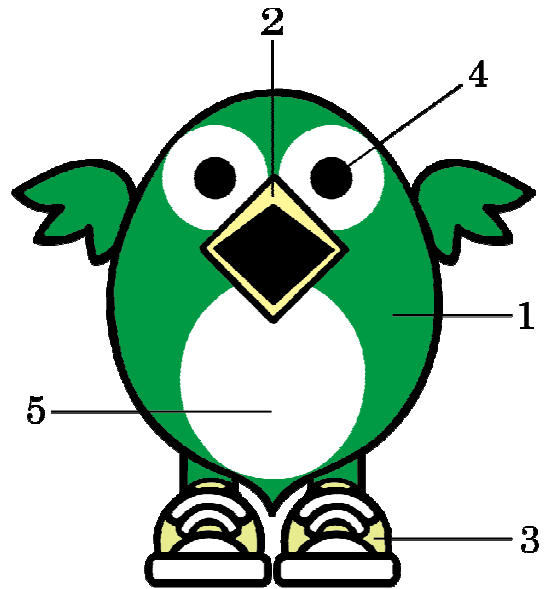
(経過措置)

2 改正後の鳥栖市イメージキャラクター・とっとちゃん使用取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に受ける使用承認について適用し、同日前に受けた使用承認については、なお従前の例による。

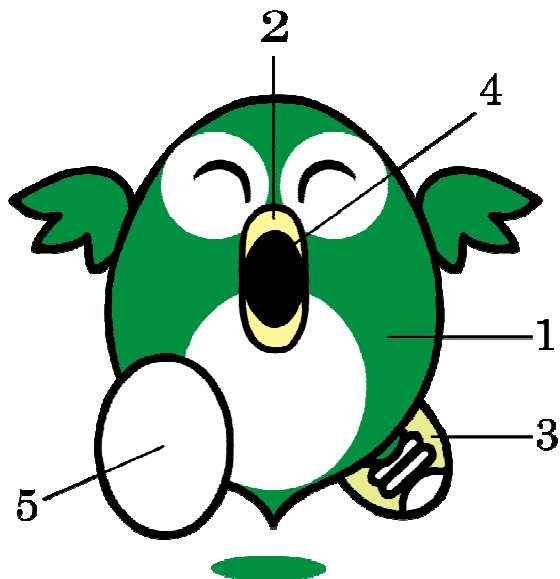
別図第 1








別図第 2



別図第 3



イメージキャラクターの色指定について

1		C 100 M 0 Y 100 K 0 R 0 G 153 B 68
2		C 0 M 0 Y 50 K 0 R 255 G 247 B 152
3		C 13 M 0 Y 54 K 0 R 232 G 236 B 143
4		C 100 M 100 Y 100 K 100 R 0 G 0 B 0
5		C 0 M 0 Y 0 K 0 R 255 G 255 B 255